

VI-246 我が国の建設工事入札契約制度に関する一考察

東京大学 正会員 國島正彦

東京大学 正会員 渡邊法美

東京大学 学生員 貫名功二

1. はじめに

日米建設協議、日米構造協議やGATTなど国外からの要求により日本の建設市場は現在、急速に国際化が求められている。また国内でも『指名競争・予定価格・談合3点セットの非競争的発注制度の下では、経済効率性にもとづく民間企業の経営努力や技術革新が妨げられる』という指摘もなされている⁽¹⁾。

本研究は我国の公共事業の入札契約制度を、「よりよい国造りにかなう将来のやり方はいかなるものか」という観点から考察した⁽²⁾。

2. 「国際化」と「欧米化」

われわれ日本人が「国際化」について語る時、それは「欧米化」を意味していることが多いと考えられる。一方、世界にはイスラム圏も大きく広がっており、共産主義圏もいまだ存続している。欧米キリスト教圏だけが外国ではない。人文・社会科学の分野では西洋近代合理主義的価値観のみが世界共通至上のものでないといわれて久しい。明治維新以来の歴史的影響と受容性に富む国民性から、日本では「国際化」=「欧米化」という誤謬が人々の精神に深く刻み込まれていると思われる。

ここでは、真の国際化とは欧米と同化することではなく、それぞれの国には独自の歴史・伝統・制度・価値観があることを認識し、相互理解するように努め、互いの長所を尊重しあって相互に歩みよることであると考える。

現在の我国で必要なことは、他国の理解と同時に日本社会の長所と短所や価値観をはっきり認識すると共に、今後どのように国際社会とつきあっていくかを見据えた国家ビジョンを設定することであると思われる。

3. 日本の入札契約制度の特徴

現在の日本の公共事業における入札契約制度を模式化すると図1に示すようである。その特徴は、

①建設業者をあらかじめ格付けしておく。

②工事計画公示前に指名する。

③予定価格に上限性がある。

④工事完成保証人制度がある。

⑤前払金制度がある。

⑥建設業界全体に受注調整をよしとする雰囲気がある一方で、同業同格同地域の管理された競争が行われている。

などが挙げられる。

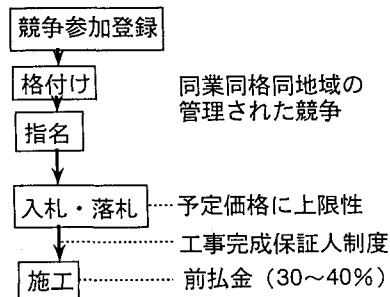


図1 入札契約制度の概要

4. 日本の公共調達の不具合

現在の日本の公共調達制度の不具合と指摘されている事項を列举すると、

①指名基準が不明瞭である。

②指名が発注者主導で一方的である。

③指名手続きの運用に不透明さがある。

④談合体質という批判がある。

などが挙げられる。

指名基準が不明瞭で発注者の裁量権が大きいと、柔軟な指名や国の予算管理が容易になるなどの利点がある一方、不正行為に関する疑惑を国民に与えたり、政治家等の関与による恣意的運用の危険性という欠点が考えられる。

指名が発注者主導で一方的であることは業者選定手続きに要する労力、時間が少なく済むという利点と、業者の意欲を考慮できないという欠点をうみだすものと考えられる。

ところで、受注調整ということの利点と欠点を整理すると図. 2 に示すようになる。図中に示した「発見の機能阻害」とは、経済効率性に基づいた競争原理が働かないために発見装置としての競争の機能が失われることを意味する。これは中小企業の保護育成や失業防止との取引関係にあると思われ、現在のみならず長期的な産業のあり方にとって重大な問題と考えられる。

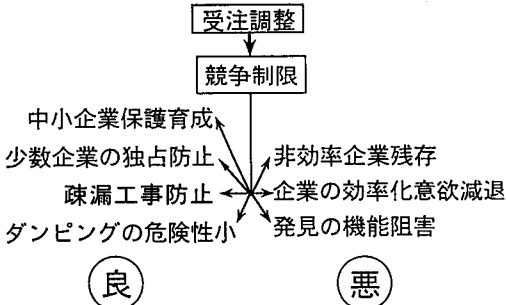


図. 2 受注調整の利点と欠点

5. 日本人の価値観

制度を改善して、その利点を伸ばし欠点をできるかぎり減少させることを考える場合、その制度を支える”人の気持ち”を十二分に考慮することが重要と思われる。

そこで、日本人の価値観として以下の三つに着目した。

5. 1. 和の思想

「和するを以て尊しと為す」に代表される「和の思想」は、大多数の日本人が共感できるものであろう。狭い国土で肩寄せあって生きてきた日本人の生存の知恵と考えられる。

5. 2. 腹八分と以心伝心

「我慢をする」ことは善いこと、物事はほどほどがよいという精神である。お互いの気配りを尊重し、ぎすぎすしないで物事の表現に曖昧を残すというのも日本社会の特徴の一つである。これは実務において、部外者からはわかりにくく身内にとってもその対応を複雑にしている。

5. 3. 信用重視

「お得意様」「あそこは長いつきあいだから・・・」という言葉から連想される通り、商売や仕事において長期的信用と信頼関係が重視される。その信用に応える品質確保のための努力や工夫がなされ、それがまた信用に結びつくという循環が日本の社会を動かし

ている。

6. 日本の入札契約制度

現在の日本の公共事業における不具合を考慮すると共に日本人の価値観を強調して組み立てたモデルの一例を図. 3 に示す。

- ①指名手続きの恣意性に対する懸念を防ぐための指名基準の客観化。
 - ②指名業者間の受注調整の公認と公開。
 - ③予定価格の公表。
 - ④競争性確保の為に契約前後におけるVE（ヴァリュ・エンジニアリング）契約の導入。
 - ⑤工事完成保証人、前払い金の存続。
- 等が想定されている。

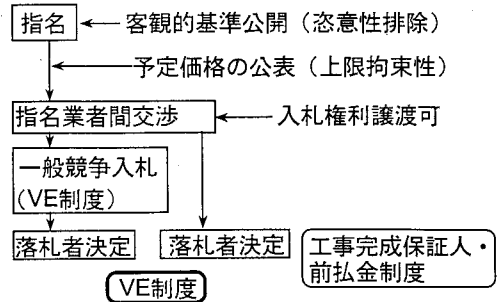


図. 3 日本式価値観モデルの一例

7. 考察と今後の課題

図. 3 で示した徹底的に日本式価値観に基づいた入札制度は、自由・民主主義・市場経済を原則とした国際社会のみならず、国内の他産業からみても著しく奇異な感じがするものであることは論をまたない。しかし、部分的には将来の日本の建設事業のやり方として、採用することを検討すべきものもあると思われる。現行の入札制度を改善するために「制度の多様化」という視点で、いくつかのやりかたを設定して試行し、その結果を総合的に検討することが今後の重要な課題である。

参考文献

- (1) 日経コンストラクション, 1991. 5. 24., PP. 17, 東京大学経済学部 金本良嗣教授へのインタビュー記事
- (2) 高比良和雄: 欧米の建設契約制度, 建設総合サービス, 1991年